

社会福祉法人 福岡光明会

松月園ヘルパーステーション

利用契約書

松月園ヘルパーステーション

訪問介護 介護予防型訪問サービス

(福岡県指定 第4071102380号)

福岡市南区老司5丁目12番4号

092-565-6264

松月園ヘルパーステーション 利用契約書

____様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人 福岡光明会（以下「事業者」という。）は、利用者が松月園ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される訪問介護（予防）サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一条（サービスの目的及び内容）

事業者は介護保険法等の関係法令及びこの本契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事介助、その他生活全般にわたる援助を行います。

第二条（本契約の有効期間）

- （１） 本契約の有効期間は、利用開始日から要介護認定適用期間までとします。
- （２） 利用者が有効期間満了までに継続を行わない旨の意思表示をしない場合には、本契約は同じ条件で自動的に継続されるものとします。

第三条（訪問介護計画等）

- （１） 事業所は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、必要となるサービスの種類ごとに「訪問介護計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。訪問介護計画については、利用者にわかりやすく説明し、同意を得てその写しを交付します。
- （２） 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望し、その変更が居宅サービス計画の範囲内で可能な場合には、速やかに訪問介護計画の変更等の対応等を行います。
- （３） 事業所は、利用者が訪問介護計画の変更を希望する場合には、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第四条（利用者負担金）

- （１） サービスに対する利用者負担金は、別紙に記載するとおりとします。ただし、本契約の有効期間中、介護保険等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要となった場合は改正後の金額を適用するものとします。この場合には、事業所は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
- （２） 事業所は、契約を解除するまでの間に居宅サービスを作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。
- （３） 事業者が利用者から費用の支払いを受けたときは、サービスの内容・金額を記載した領収書を利用者に交付するものとします。

第五条（利用者からの解約等）

- （１） 利用者は、少なくとも３日前までに事業者または事業所に予告することにより、いつでも、この本契約を解約することができます。
- （２） 利用者は、事業者・事業所が定められたサービスを提供しなかった場合には、直ちにこの本契約を解除することができます。

第六条（事業者・事業所からの解除）

- （１） 事業者・事業所は、利用者が以下の事項に該当する場合には、この本契約を即座に文書にて解除することができます。

利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは訪問介護員の生命・身体・財産・信用などを傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、この本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合には、事業者・事業所は、居宅サービス計画を作成した居宅支援事業者にその旨を連絡します。その理由を記載した文書を交付することにより、この本契約を解除することができます。

第七条（本契約の終了）

利用者が介護保険施設等に入所し、又は要介護認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上におたり、この本契約が目的とするサービスが提供できなくなった場合には、この本契約は終了するものとします。この場合には事業所は、速やかに利用者へ通知するものとします。

第八条（代筆者【代理人】）

- （１） 利用者が代筆者【代理人】を選任した場合は、代筆者【代理人】が利用者へ代わって以下の項目について判断を行います。
 - 介護保険法に基づく介護サービス契約の締結に関する事。
 - 上記に付随するその他の行為に関する事。
- （２） 利用者の代筆者【代理人】は、債務者（利用者）と同様の債務を負担するものとします。

第九条（本契約外事項等）

- （１） この本契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者・事業所の協議により定めます。
- （２） この本契約書は、介護保険法に基づくサービス及び介護保険外サービスを対象としたものです。

第十条（身体拘束の禁止）

- （１） 事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- （２） 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束などの行為を行った場合には、事業所は、直ちにその日時、対応、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要事項について、サービス実施報告書等に記録します。

第十一条（サービス提供の記録等）

- （１） 事業所は、サービスを提供したときは、あらかじめ定めた「サービス実施報告書」等の書面に、提供したサービス内容などの必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。
- （２） 事業所は、第１項及び前項の記録書等の書面を作成した後５年間これを保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又その写しを交付します。

第十二条（事故時の対応等）

- （１） 事業者・事業所は、サービスの提供に際して利用者のけがや体調に急変があった場合には、医者や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- （２） 事業者・事業所は、サービスの提供にあたっての利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者・事業所の故意又は過失によらない時はこの限りではありません。

第十三条（秘密保持）

- （１） 事業所は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等正当な理由がある場合を除き、本契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- （２） 事業所は、文章により利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業所との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。
- （３） 事業所は、事業所の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
- （４） 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

第十四条（個人情報使用の同意）

利用者の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用します。

- （１） 利用者の為の居宅サービス計画（ケアプラン）・訪問介護計画書に沿って円滑にサービスを提供する為に実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業所との連絡調整において必要な場合。
- （２） 使用する事業所の範囲は、居宅サービス計画・訪問介護計画書に定められた事業所。
- （３） 使用する期間は、本契約書第二条に記載されている期間を適用するものとします。
- （４） 個人情報の使用は最小限とし、使用にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。
- （５） 個人情報を使用した会議・相手方・内容などの経過記録については、定められた場所への保管・管理をします。

第十五条（利益供与等の禁止）

- （１） 事業所は、居宅支援事業所又はその従業者・その他家族と利用者本人に対し、要介護被保険者に他のサービスの紹介等をするものの対象として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとします。

- (2) 事業所は、居宅介護支援事業所又はその従業者・その家族と利用者本人から、利用者などの紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を受けないものとします。

第十六条（苦情対応）

- (1) 利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、事業所、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- (2) 事業所は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- (3) 事業所は、利用者が苦情申出等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いもいたしません。
- (4) 相談（苦情）窓口設置のご案内は、別紙重要事項説明書に記載しております。

令和 年 月 日

訪問介護サービスの利用開始にあたり、利用者及び代表者【代理人】にたいして本契約書をご説明いたしました。

氏名 _____ ㊞

松月園ヘルパーステーション利用同意書

松月園ヘルパーステーション利用の締結にあたり本契約書の説明を受け、これらを十分理解した上で同意します。

なお、契約を証する為、本書2通を作成し利用者（代筆者【代理人】）及び事業者が署名捺印の上、各一通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

（利用者） 私は、この契約書に基づく松月園ヘルパーステーションの利用を申し込みます。

利 住所 _____
用 _____
者 お名前 _____ ①

電話 （ ） —

代 住所 _____
筆 者 お名前 _____ 【続柄 _____】 ①
・
代 電話 （ ） —
理 代筆者【代理人】
人 の理由

（事業所） 松月園ヘルパーステーションの事業所として、利用者の中し込みを受託し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任もって行います。

住所 福岡市南区老司5丁目12番4号
事 電話 （092） 565 — 6264
業 法人名 社会福祉法人 福岡光明会
所 代表者名 加田 照夫 ②
事業所名 松月園ヘルパーステーション
管理者 森山 沙由里 ②

福岡県指定第4071102380